

23日は、22日からの知的財産、政府調達、物品市場アクセス、23日からの原産地規則の分科会が行われた。さらに、これら4分野に加えて投資の分科会が本日から開催されているので、本日は5つの分科会に参加した。原産地規則と投資は28日までの予定となっている。また、本日午後2時から6時過ぎまで首席交渉官会合が開催された。首席交渉官会合において、第19回交渉会合の進め方について意見交換がなされた。それを踏まえて各交渉官に具体的指示を出すということになった。物品市場アクセスについては、初日の22日からこれまで4か国とバイの協議を行った。昨日までがバイ会談の日で、今日は全体でテキストの議論を行った。本日はバイの議論はないが、明日以降バイの協議が再び始まる。

大臣が帰国し、本日から首席交渉官以下で交渉に臨むことから、午後1時から現在来ている交渉チームを集めて鶴岡首席交渉官から訓示を行った。首席交渉官からは、各分科で議論が堂々巡りになったら、どんどん首席交渉官会合で議論するので、首席交渉官に話を上げて欲しいとの発言があった。大臣会合では、交渉をまとめるに当たって柔軟性が重要ということが共通認識だった。その柔軟性をもって積極的に議論に参加してほしいという指示を交渉チームに行った。

政府調達については本日で全体会合が終了した。しかし、今後も議論が必要であるので、引き続き宿題を持ち帰り、9月に入ってから何らかの形で情報交換、意見交換することになっている。

本日から開始の投資分野について説明したい。TPPの場合、金融やサービスについては別のチャプターになっている。投資には様々なものがあるが、基本的には、TPP加盟国域内で投資がなるべく自由に行われるようにという考え方でルール作りをしている。ただ、各国には、国内の投資を含めて様々な投資に関するルールができあがっている。例えば、ある業種を日本国内で営業するならば、国内に営業所を置くことを義務付けることなどが業法で決まっている。これは内外無差別であるので問題ないが、後で問題が起これないように、このような、内外無差別で一定の政策目的を有するそれぞれの国内制度を予めお互いに認め合わないと、規制に引っ掛かる度に訴えをし合うというのは効率が悪い。投資、サービス、金融を含めて、お互いにあらかじめ投資を合理的に規制する国内制度については、自由化措置の例外として、TPPの協定に明示するというのをしようとしている。いわゆるネガリスト方式だが、それぞれのチャプターではなく、NCM（Non-Conforming Measures）という分科会でネガティブリストだけを議論する。NCMは、マレーシアではかなり時間かけて議論した。今回は30日と31日だが、予定では9時から22時までみっちりやることになっている。NCMとして認められた制度は守られるが、そこにはない規制が突然発動されて投資家が損害を被るような場合、救済措置がないとTPPのルールが有名無実化する。ルールの実効性を担保するための措置としてISDSがある。

ISDSには様々な誤解があるが、3点説明したい。1点目は、例えば、外国の会社が日本の土地を買おうとした場合に不動産会社が断ったら訴えられるのではないかと懸念が業界にもある。こうした意見を正式に受け取っているのだが、これは誤解。ISDSは、Investor-State Dispute Settlementと言われる通り、投資家と国家の争いに関する事。不当な日本国政府の制度で損害を被った場合に日本国政府を訴えるというもの。不動産をたまたま売らなかった相手の会社を訴えるというような民—民の争いにはならない。日本の企業が外国の企業からどんどん訴えられるということにはならない。2点目は、ISDSが乱発されて、国内制度が変更を余儀なくされるのではないかと心配が聞かれるが、先ほど説明したように必要な制度は留保されるので心配ない。3点目は、TPPは投資市場を開けてない国を共通のルールで自由化しようとするものである。日本はすでに外国からの投資も自由化している国である。日本にとっては、ISDS条項が明記されることで、日本企業が安心して外国に進出できるというものである。日本にとっては攻めの素材。1978年以降、投資関連の協定が多く結ばれているが、24の協定でISDSが入っている。1978年以降、日本は

ISDS を認めている。そして、日本が訴えられたことは一度もない。日本にとっては意味のある攻めの材料として、ルール化をきちんとしていきたいと思っている。投資の分科会は本日始まったばかりであることから、テキストについて細かな交渉が行われる。

(以上)